

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)、<u>理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)</u>及び<u>鳥取県理容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第18号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(出張理容に係る届出手続)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第3条第4項の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(理容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第3条 <u>省令第7条第3項の規定による提出は、様式第3号による提出書を提出してしなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)<u>及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)</u>の施行に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(理容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第2条 <u>省令第7条第3項の規定による提出は、様式第1号による提出書を提出してしなければならない。</u></p>

<p>い。</p> <p>(理容所開設届出書の様式) <u>第4条</u> 省令第19条第1項に規定する届出書は、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所開設届出事項変更届出書の様式) <u>第5条</u> 省令第20条に規定する届出書は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所の廃止届出書) <u>第6条</u> 法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出は、<u>様式第6号</u>による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(確認証の様式) <u>第7条</u> 条例第4条第1項に規定する書面は、<u>様式第7号</u>によるものとする。 <u>2</u> 条例第7条第1項に規定する書面は、<u>様式第8号</u>によるものとする。</p> <p>(確認証の再交付等の申請) <u>第8条</u> 確認証について、<u>条例第9条第1項</u>の規定による再交付、<u>同条第2項</u>の規定による追加交付又は<u>同条第3項</u>の規定による書換交付を受けようとする者は、<u>様式第9号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(理容所開設者地位承継届出書の様式) <u>第9条</u> 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、<u>様式第10号</u>によるものとする。</p> <p>(書類の提出) <u>第10条</u> 法、省令、<u>条例</u>又はこの規則により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p><u>様式第1号</u> (第2条関係)</p>	<p>い。</p> <p>(理容所開設届出書の様式) <u>第3条</u> 省令第19条第1項に規定する届出書は、<u>様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所開設届出事項変更届出書の様式) <u>第4条</u> 省令第20条に規定する届出書は、<u>様式第3号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所の廃止届出書) <u>第5条</u> 法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出は、<u>様式第4号</u>による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(免許証等の掲示) <u>第6条</u> <u>理容所の開設者は、理容師免許証又は理容師免許証明書及び法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類を理容所内に掲示しなければならない。</u></p> <p>(理容所開設者地位承継届出書の様式) <u>第7条</u> 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p> <p>(書類の提出) <u>第8条</u> 法、省令又はこの規則により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p>
---	---

出張理容届出書

収入証紙
はり付け
欄

職 氏 名 様

出張理容を行いたいのので、鳥取県理容師法施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その使用する設備、用具等について、同条第2項の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

出張理容に使用する設備及び用具を管理する場所		
出張理容に使用する設備及び用具		
理容所出張理容の場合	理容所の名称及び所在地	
	出張理容を行う理容師の数	
理容所出張理容以外の場合	理容師の登録番号	

添付書類 理容所出張理容以外の場合にあっては、理容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

様式第2号(第2条関係)

出張理容変更(廃止)届

職 氏 名 様

出張理容の届出事項に変更を生じた(出張理容をやめた)ので、鳥取県理容師法施行条例第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更(廃止)の理由	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更(廃止)年月日	

添付書類 出張理容をやめた場合にあっては、当該出張理容に係る確認証

様式第3号(第3条関係)

理容師免許証又は理容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

理容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり理容師免許証又は理容師免許証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

添付書類 理容師免許証又は理容師免許証明書

様式第4号(第4条関係)

理容所開設届

略

職 氏 名 様

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表

様式第1号(第2条関係)

理容師免許証又は理容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

理容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり理容師免許証又は理容師免許証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

略

様式第2号(第3条関係)

理容所開設届

略

職 氏 名 様

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表

者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第5号(第5条関係)

理容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様

理容所の開設届出事項に変更を生じたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

添付書類 略

様式第6号(第6条関係)

理容所廃止届

職 氏 名 様

次のとおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

添付書類 理容所の確認証

者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第3号(第4条関係)

理容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様

理容所の開設届出事項に変更を生じたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

添付書類 略

様式第4号(第5条関係)

理容所廃止届

職 氏 名 様

次のとおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

添付書類 理容師法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類

様式第7号(第7条関係)

出張理容確認証

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

確認番号

出張理容を行うために使用する設備、用具等が理容師法第9条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第8号(第7条関係)

理容所確認証

理容所の名称

理容所の所在地

確認番号

理容所の構造設備が理容師法第12条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第9号(第8条関係)

確認証再交付(追加交付・
書換交付)申請書

収入証紙
はり付け
欄

職 氏 名 様

確認証を亡失(汚損)した(出張理容を行う理容師を増員した・確認証の記載事項に変更が生じた)ので、鳥取県理容師法施行条例第9条第1項(第2項・第3項)の規定により、確認証の再交付(追加交付・書換交付)を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
理容所又は出張理容の確認年月日	
申請理由	
追加交付の場合	希望追加交付枚数
書換交付の場合	書換えに係る変更届出年月日
添付書類 汚損による再交付の場合にあっては、当該汚損した確認証	
<p>様式第10号(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設者地位承継届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>相続(合併・分割)により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>届出者</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>生年月日</p> <p>電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>	<p>様式第5号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設者地位承継届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>相続(合併・分割)により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>届出者 <u>フリガナ</u></p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>生年月日</p> <p>電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する

改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）、<u>美容師法施行規則</u>（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）<u>及び鳥取県美容師法施行条例</u>（平成12年鳥取県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(出張美容に係る届出手続)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第3条第4項の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(美容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第3条 省令第7条第3項の規定による提出は、<u>様式第3号による提出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(美容所開設届出書の様式)</p> <p>第4条 省令第19条第1項に規定する届出書は、<u>様式第4号によるものとする。</u></p> <p>(美容所開設届出事項変更届出書の様式)</p> <p>第5条 省令第20条に規定する届出書は、<u>様式第5号によるものとする。</u></p> <p>(美容所の廃止届出手続)</p> <p>第6条 法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出は、<u>様式第6号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(確認証の様式)</p> <p>第7条 <u>条例第4条第1項に規定する書面は、様式第7号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第7条第1項に規定する書面は、様式第8号</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）<u>及び美容師法施行規則</u>（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(美容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第2条 省令第7条第3項の規定による提出は、<u>様式第1号による提出書を提出してなければならない。</u></p> <p>(美容所開設届出書の様式)</p> <p>第3条 省令第19条第1項に規定する届出書は、<u>様式第2号によるものとする。</u></p> <p>(美容所開設届出事項変更届出書の様式)</p> <p>第4条 省令第20条に規定する届出書は、<u>様式第3号によるものとする。</u></p> <p>(美容所の廃止届出手続)</p> <p>第5条 法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出は、<u>様式第4号による届出書を提出してなければならない。</u></p>

によるものとする。

(確認証の再交付等の申請)

第8条 確認証について、条例第9条第1項の規定による再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

(美容所開設者地位承継届出書の様式)

第9条 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。

(書類の提出)

第10条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

出張美容届出書

収入証紙
はり付け
欄

職 氏 名 様

出張理容を行いたいので、鳥取県美容師法施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その使用する設備、用具等について、同条第2項の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

出張美容に使用する設備
及び用具を管理する場所

(免許証等の掲示)

第6条 美容所の開設者は、美容師免許証又は美容師免許証明書及び法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類を美容所内に掲示しなければならない。

(美容所開設者地位承継届出書の様式)

第7条 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第5号によるものとする。

(書類の提出)

第8条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所に提出しなければならない。

出張美容に使用する設備及び用具		
美容所出張美容の場合	美容所の名称及び所在地	
	出張美容を行う美容師の数	
美容所出張美容以外の場合	美容師の登録番号	

添付書類 美容所出張美容以外の場合にあつては、美容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

様式第2号（第2条関係）

出張美容変更（廃止）届

職 氏 名 様

出張美容の届出事項に変更を生じた（出張美容をやめた）ので、鳥取県美容師法施行条例第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

変更（廃止）の理由	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更（廃止）年月日	

添付書類 出張美容をやめた場合にあつては、当該出張美容に係る確認証

様式第3号（第3条関係）

美容師免許証又は美容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

美容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり美容師免許証又は美容師免許証明書を提出します。

様式第1号（第2条関係）

美容師免許証又は美容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

美容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり美容師免許証又は美容師免許証明書を提出します。

年 月 日
郵便番号
住 所

氏 名
電話番号

略

添付書類 美容師免許証又は美容師免許証明書

様式第4号(第4条関係)

美容所開設届

略

職 氏 名 様

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日
郵便番号
住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第5号(第5条関係)

美容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様

美容所の開設届出事項に変更を生じたので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日
郵便番号
住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

年 月 日
郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

略

様式第2号(第3条関係)

美容所開設届

略

職 氏 名 様

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日
郵便番号
住 所

届出者 フリガナ

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第3号(第4条関係)

美容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様

美容所の開設届出事項に変更を生じたので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日
郵便番号
住 所

届出者 フリガナ

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

添付書類 略

様式第6号(第6条関係)

美容所廃止届

職 氏 名 様

次のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

添付書類 美容所の確認証

様式第7号(第7条関係)

出張美容確認証

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

確認番号

出張美容を行うために使用する設備、用具等が美容師法第8条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第8号(第7条関係)

美容所確認証

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

添付書類 略

様式第4号(第5条関係)

美容所廃止届

職 氏 名 様

次のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

添付書類 美容師法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類

美容所の名称
美容所の所在地
確認番号

美容所の構造設備が美容師法第13条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第9号(第8条関係)

確認証再交付(追加交付・
書換交付)申請書

収入証紙
はり付け
欄

職 氏 名 様

確認証を亡失(汚損)した(出張美容を行う美容師を増員した・確認証の記載事項に変更が生じた)ので、鳥取県美容師法施行条例第9条第1項(第2項・第3項)の規定により、確認証の再交付(追加交付・書換交付)を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

美容所又は出張美容の確認年月日	
申請理由	
追加交付の場合	希望追加交付枚数
書換交付の場合	書換えに係る変更届出年月日

添付書類 汚損による再交付の場合にあっては、当該汚損した確認証

様式第10号(第9条関係)

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続(合併・分割)により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式第5号(第7条関係)

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続(合併・分割)により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>届出者</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>生年月日</p> <p>電話番号</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p>	<p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>届出者 フリガナ</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>生年月日</p> <p>電話番号</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県理容師法施行細則の改正に伴う経過措置)

2 鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第24号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項の規定により一部改正条例第1条の規定による改正後の鳥取県理容師法施行条例の次の表の左欄に掲げる規定により行われたものとみなされる同表の中欄に掲げる事務については、同表の右欄に定めるところによるものとする。

第3条第1項又は第4項	出張理容の届出又は当該届出に係る事項の変更若しくは出張理容の廃止の届出	この規則第1条の規定による改正後の鳥取県理容師法施行細則(以下「改正後の理容細則」という。)第2条及び第10条の規定の例
第3条第2項	出張理容の設備、用具等の検査及び確認	知事が別に定めるところ
第4条第1項	出張理容の確認証の交付	改正後の理容細則第7条第1項の規定の例
第7条第1項	理容所の確認証の交付	改正後の理容細則第7条第2項の規定の例
第9条第1項から第3項まで	確認証の再交付、追加交付又は書換交付	改正後の理容細則第8条及び第10条の規定の例
第9条第2項又は第4項	確認証の返納	知事が別に定めるところ

(鳥取県美容師法施行細則の改正に伴う経過措置)

3 一部改正条例附則第6項の規定により一部改正条例第2条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行条例の次の表の左欄に掲げる規定により行われたものとみなされる同表の中欄に掲げる事務については、同表の右欄に定めるところによるものとする。

第3条第1項又は第4項	出張美容の届出又は当該届出に係る事項の変更若しくは出張美容の廃止の届出	この規則第2条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行細則(以下「改正後の美容細則」という。)第2条及び第10条の規定の例
第3条第2項	出張美容の設備、用具等の検査及び確認	知事が別に定めるところ
第4条第1項	出張美容の確認証の交付	改正後の美容細則第7条第1項の規定の例

第7条第1項	美容所の確認証の交付	改正後の美容細則第7条第2項の規定の例
第9条第1項から第3項まで	確認証の再交付、追加交付又は書換交付	改正後の美容細則第8条及び第10条の規定の例
第9条第2項又は第4項	確認証の返納	知事が別に定めるところ